

学校いじめ防止基本方針

扶桑町立扶桑中学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- 注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすること（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある）。
- 注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- 注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- 注4) 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- 注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【参考 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より】

いじめは、いじめられた生徒の基本的な人権を侵害するとともに、その心に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。学校全体がこの認識をもち、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように学校生活全般を注意深く観察することに努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感がもてるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信とを身に付けることのできる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒一人一人が自己肯定感や自己有用感を獲得し、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校防止対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー（SC）、スクールメンタルサポーター（SMS）等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を全職員に周知し、教職員の共通理解を図る。

イ いじめアンケートや教育相談を計画的に実施し、その結果を集約・分析し対策の検討を行い、効果的ないじめ防止対策の実施に努める。

ウ 管理職と連携して学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

(2) 生徒・保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

ア 学校だよりやホームページ等を活用して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価の結果等を随時発信する。

(3) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

イ 事案への対応については、適切なメンバー構成を委員会で検討し、迅速に対応する。また、必要に応じて外部の専門家や関係機関とも連携・協働して対応する。

ウ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

エ 扶桑町教育委員会には、いじめの発生件数や指導・支援の状況について、毎月初めに報告し、指導を受ける。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級・学年づくりを、構成的グループエンカウンター等を活用して進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに取り組む。

ウ 教育活動全般を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さについての認識を深め、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについて理解を深めるよう指導する。さらに、生徒自身が被害者や加害者にならないよう具体的な事例を紹介しながら継続的に指導する。

(2) いじめ早期発見の取組

- ア 毎日の生活ノートやいじめアンケート、教育相談を全学年で定期的に実施（年3回）し、生徒間の人間関係の変化をとらえるとともに、生徒が発信する小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめの問題について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部機関の存在を適宜紹介し、生徒が悩みを相談しやすい環境を整えることに努める。

4 いじめの重大事態への対応

重大事態とは①いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第1項第1号）

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）

- (1) 重大事態の発生を認知した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて迅速に対応する。
- (2) 生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあった時には、重大事態が発生したとしたものとして報告・調査に当たる。
- (3) 学校が事実に関する調査を行う場合は、「いじめ・不登校防止対策委員会」を開き、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に報告する。

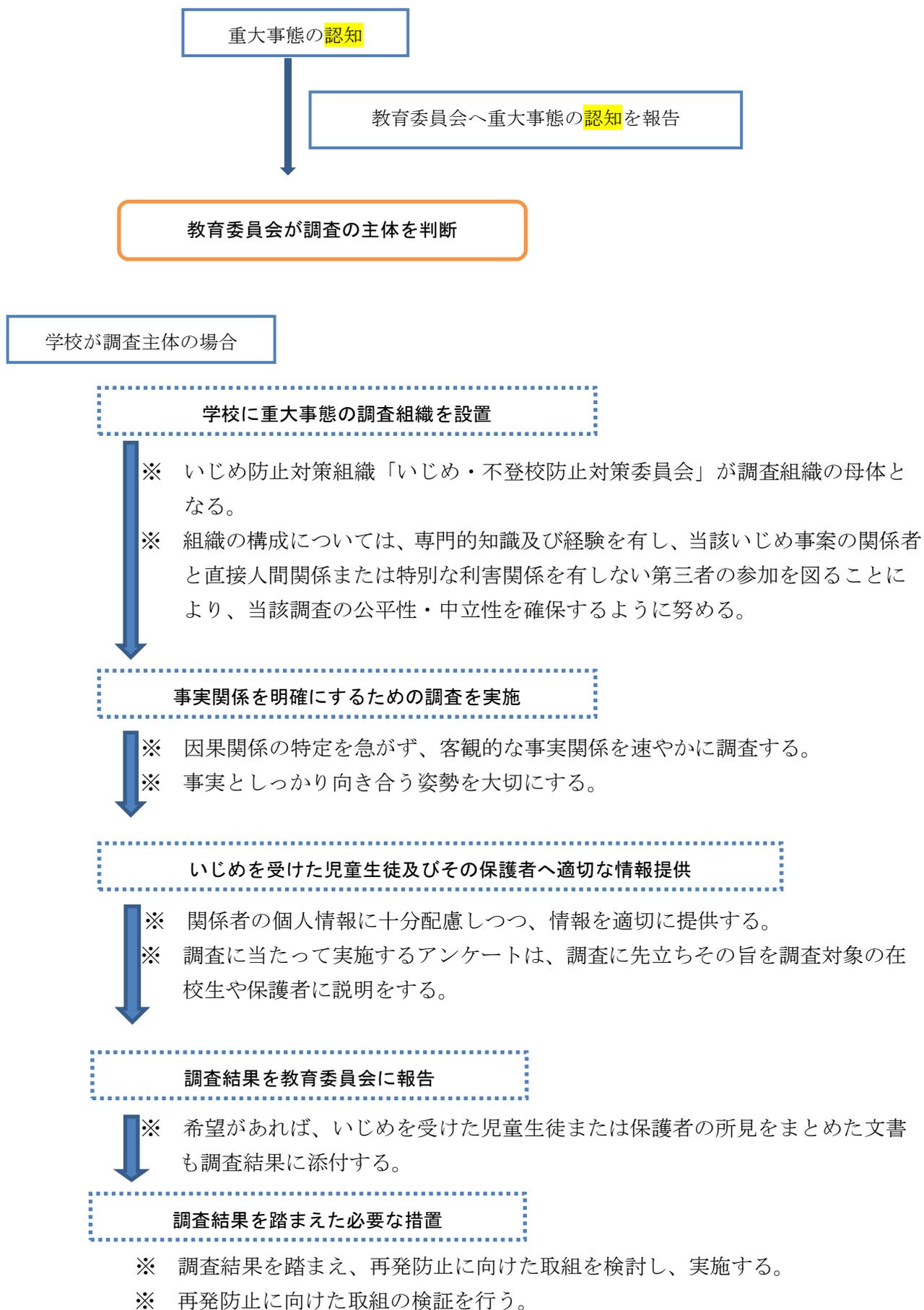
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとする、いじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校防止対策委員会で、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内委員会を年3回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、扶桑中学校の学校ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止にも取り組む。

(4) 【重大事態の対応フロー図】



(5) <いじめの防止等に関する取組の年間計画>

	「いじめ・不登校 防止対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4 月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○現職研修① 「児童生徒理解と学級づくり」	○相談室やSC、SMSの児童生徒、保護者への周知 ○学年・学級開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定（全学年）	○PTA 総会、学年懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○授業公開
5 月	○第1回いじめ・不登校防止対策委員会	○情報モラル（SNSへの書き込みの影響、コミュニケーションの取り方を見直そう）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○授業公開・部活動懇談会 ○学校運営協働協議会
6 月		○QU アンケート ○サポセン救援隊（SNSによる被害と加害について）		○PTA 挨拶運動 ○学校保健委員会
7 ・ 8 月	○第2回いじめ・不登校防止対策委員会 ○現職研修② 「QU アンケート活用からの学級運営」			○三者懇談 ○民生児童委員会
9 月			○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間 ○身体測定（1、2年生）	○PTA 挨拶運動
10 月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証			○学校運営協働協議会への学校行事・授業の公開 ○学校保健委員会
11 月	○学校評価アンケートの実施	○QU アンケート		○三者懇談 ○PTA 挨拶運動
12 月	○アンケートの分析まとめ	○情報モラル ○人権集会		○保護者への学校評価アンケート ○授業公開
1 月			○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間 ○身体測定（3年生）	○民生児童委員会 ○授業公開
2 月	○自己評価 ○第3回いじめ・不登校防止対策委員会			○PTA 挨拶運動
3 月	○「基本方針」の見直し			○学校運営協働協議会 ○「自己評価」

通 年	○校内のいじめ情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動 ○分かる授業の充実	○健康観察実施 ○SC・SMSによる相談 ○生活ノート	○挨拶運動 ○校外パトロール
--------	-------------------------	--	-----------------------------------	-------------------